【重要】新型コロナウイルス関連

(UAE から日本に入国した際の指定施設の待機期間が「6 日間」に延長:7月9日~)

令和3年7月6日 在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ●UAE を出発し、7月9日日本時間午前0時以降に日本に入国する渡航者は、検疫所指定施設における 待機期間が「6日間」に延長されます (7月8日中に入国する場合は、従来どおり3日間の指定施設待機)。
- ●出発前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得及び携行、質問票や誓約書の提出、14 日間の自主 隔離、公共交通機関の不使用等、その他の検疫措置に変更はありません。
- ●「出国前検査証明」の検査検体が追加され、日本政府指定書式が改定されました。なお、ドバイに おける検査施設情報に変更はありません。

【本文】

- 1 UAE から日本に入国する際の検疫措置
- (1)7月6日、日本政府はUAEを新たに「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する水際対策措置」の対象国に指定しました。
- (2) UAE を出発し、7月9日日本時間午前0時以降に日本の空港に到着する渡航者は、検疫所指定施設における待機期間が「6日間」に延長されます。7月8日中に日本に到着する渡航者は、従来どおり待機期間は「3日間」です。
- (3) なお、出発前 72 時間以内の「出国前検査証明」の取得/携行、「質問票」QR コードの事前取得、「誓約書」の提出、指定アプリのダウンロード、14 日間の自主隔離(検疫所指定施設の 6 日間を含む)、公共交通機関の不使用等、従来の検疫措置も引き続き要請されます。
- (4) 措置の詳細については、以下のリンクをご参照ください。
 UAE から日本に入国する際の検疫措置(7月6日更新): https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf

2 「出国前検査証明」の検査検体追加、日本政府指定書式の改定、検査施設情報

(1)日本政府指定書式の改定

日本政府が定める「出国前検査証明」の有効な検体について、従来の「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」に加えて、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」を認める決定がなされました。それに伴い、検体名を追加した「指定書式」が改定されましたので、以下のリンクからご確認ください。

最新の「指定書式」: https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf

(2) ドバイにおける「出国前検査証明」の取得方法

ドバイでは広く「鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal Swab)」検体による「PCR (Nucleic acid amplification test (RT-PCR))」検査が行われています。上記(1)の日本政府の決定以降も、ドバイで検査を受ける場合の「出国前検査証明」の取得方法及び検査施設の情報に変更はありません。

【本件に関する参照先】

〇当館ホームページ

(UAE から日本に入国する際の検疫措置 (7月6日更新))

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf

(ドバイの検査施設情報一覧)

https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html

○外務省ホームページ

(7月6日付:新たな水際対策措置(特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域)) https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C109.html

〇出国前検査証明の「指定書式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

〇日本の検疫措置に関する参照先

ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から:+81-3-3595-2176 (月曜~金曜、日本時間 09:00-21:00)

日本国内から:0120-565-653 (月曜~金曜、日本時間09:00-21:00)

イ 海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置の全体説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

ウ「質問票」(出発前にQRコードを取得してください)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

エ「誓約書」の提出(1人1枚必要です)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

オ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録(原則 13 歳以上は 1 人 1 台必要)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

在ドバイ日本国総領事館

電話:+971-(0)4-293-8888 (日~木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00)

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール: ryouji@du. mofa. go. jp

ホームページ: http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
